

川西市立緑台中学校いじめ防止基本方針

川西市立緑台中学校

令和6年4月1日 改定

I 本校の教育方針

学校教育目標

知・徳・体の調和がとれた総合的な人間力の育成
～ふるさとを愛し、地域と共に成長が実感できる緑台中学校～

*めざす生徒像 挑戦する生徒

1. 目標（志）の達成に向けて、意欲をもって学び続ける生徒
2. 誇りを持ち、人を思いやり、かけがえのない自他の命を大切にする生徒

2 基本的な考え方

法律上のいじめ

- ・一定の人的関係がある
- ・心身の苦痛を感じている
- ・心理的、物理的な影響がある

社会通念上のいじめ

- ・力の差
- ・意図的
- ・継続的

「悪質ないじめ」で誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

いじめは「人として決して許されない行為」であるが、上図に示したように法律上で定められていることから、人としてのかかわりの中で起こり得るもので、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し、教育委員会、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組まなければならない。いじめの問題に取り組むためには、まず教職員が「いじめ」について共通理解し、いじめ対応に協働実践することが大切である。上図に示したように、法律上のいじめは広範なものであることを認識し、事案の内容を精査する中で日常のトラブルに起因する事案か、悪質ないじめであると判断できる深刻な事案か、学校が組織としてしっかり見定め対応することが肝要である。しかし、「いじめ」のみならず、「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒への対応を念頭に取り組むことが重要であり、そのうえで、教育目標に基づき「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」を実践する。

3 学校におけるいじめの防止等の組織、指導体制等

(1) いじめ対応のための組織について

①いじめ防止チームについて

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意思を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心として、学校教育目標に応じた組織として平時から「いじめ防止チーム」を置く。

《いじめ防止チーム》

【構成員】

校長 教頭 教務 各分掌長 学年主任 養護教諭 人権教育担当
スクールカウンセラー 各学年生活指導担当教諭

【その他状況に応じて】

特別支援コーディネーター 生活指導相談員 スクールソーシャルワーカー

【必要に応じて】

関係諸機関職員 警察

※事実確認のため、調査班を編成する場合もある

※事案により、柔軟に編成する

②いじめ対応チームについて

いじめ（の疑いのある）事案が発生した際には「いじめ対応チーム」を結成し、早期対応等の実効的な措置を講じる。「いじめ対応チーム」とは、平時の「いじめ防止チーム」に当該児童生徒に関わりの深い教職員等を加えた組織である。

(2) 日常の指導体制について（別紙1）

① いじめ防止チームの役割について（未然防止・早期発見・再発防止）

ア絆づくり・居場所づくり

すべての生徒が認められ、互いに思いやりを持って生活できる居場所をつくる。また、安心・安全に学校生活が送れるように、教師が日頃から「いじめは絶対に許されない」と毅然とした姿勢で取り組む。

→ 特別活動部を中心とした生徒会活動の活性化、道徳人権教育の推進、生徒に対するいじめ未然防止に関する集会等（情報モラル教育）

イ主体性の育成

生徒が主体的に授業や行事に参加、活躍できる学校をつくる。

- 野外活動、修学旅行、トライやる・ウィーク、体育大会、文化発表会などの各種行事における生徒主体の教育活動の推進

ウ魅力ある授業づくり

教職員は分かりやすい授業を心掛け、基礎基本の定着を図る。そして生徒が学習への達成感を持ち、自尊感情を育むことができるよう努める。また、学校教育全体を通して取り組まれる道德的教育を通じて命の大切さを指導する。

- 各教科に応じた研修を進める。
- 学習会等を行い、生徒の学力向上に寄与する。

エ教職員研修の実施

生徒が安心して生活できるよう、教職員が生徒理解を深め、気持ちに寄り添った対応ができるよう、校内研修を実施する。

- いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。
- カウンセリングマインド研修を行い、生徒理解に努める。
- S C、S S Wによる事例検討や協議会を通じた研修会を行う。

オ情報の共有と確認

小さな変化にも気づき、情報を共有し、丁寧な観察を行う。おかしいと感じたときは、学年団や生徒指導部を通し情報共有（特に5WIH）し、より多くの人の目で当該生徒を観察する。また、年3回の学校生活アンケートを通して、生徒の悩みや人間関係を把握する。さらに学校運営協議会でも情報を共有し、地域・保護者と連携して取り組む。

- 定期的に学年会議、職員会議等で各学級・学年の様子を交流する。
- 学校生活アンケートに基づき、随時教育相談を行う。
- 日々の担任との日記や朝学活での「心の健康観察」を通して生徒理解に努める。

②いじめ対応チームの役割について（初期対応及び指導・再発防止）

*いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り丁寧な日常的な観察に努める。そのためには、教職員が生徒のささいな変化に気づき、情報を学年等組織で共有し、迅速に対応することが必要である。

おかしいと感じた生徒がいる場合には、組織として学年団や生徒指導委員会（いじめ対応チーム）等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感

をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

「学校生活アンケート」を年3回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

- 気になる行為等があった場合は、5W1Hを確認し教職員が共有できるようにする。
- 当たり前、何気ない行為について意識的な観察を行い、積極的な指導に活用していく。
- 保護者と協力し、連絡及び情報交換を行う。
- 学校生活・学校生活アンケートを実施し、定期的な教育相談を行う。

＊いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、いじめ対応チーム等を中心に的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。情報収集においては綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる生徒にもいじめているのと同様であるということを指導する。家庭との連携をいつも以上に密にし学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするのではなく、諸機関や専門家と協力をして解決にあたる。

- いじめ対応チームを中心に対応する。
- いじめ対応チーム等で、指導体制、指導方針、支援、今後の対応について検討し生徒及び保護者に迅速に伝える。
- 因果関係にとらわれることなく、事実のみの情報収集に徹し、教職員間で共有する。

(3) ネット上いじめへの対応（別紙2）

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。未然防止には、生徒が保有している携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、生徒が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の生徒及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

4 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて2通りある。1つは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」で、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている生徒の状態で判断する。

もう1つは「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し校長が判断をする。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、いじめ対応チームに関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

ア、いじめの解消の要件…次の①、②の2つの要件を満たしていること。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

イ、特に配慮を要する児童生徒への対応について

①発達障害を含む障害のある生徒が関わるいじめについて

教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行う。

②帰国子女、外国にルーツをもつ等の生徒について

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

それらの差からいじめが行われることがないように、教職員だけでなく生徒や保護者等にも外国人生徒に関する理解を促進する。そして学校全体で注意深く見守り、必要な支援をすること。

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめについて

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を周知する。

④東日本大震災等により被災した、又は原子力発電事故により避難している生徒について被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行うこと。

6 その他の事項

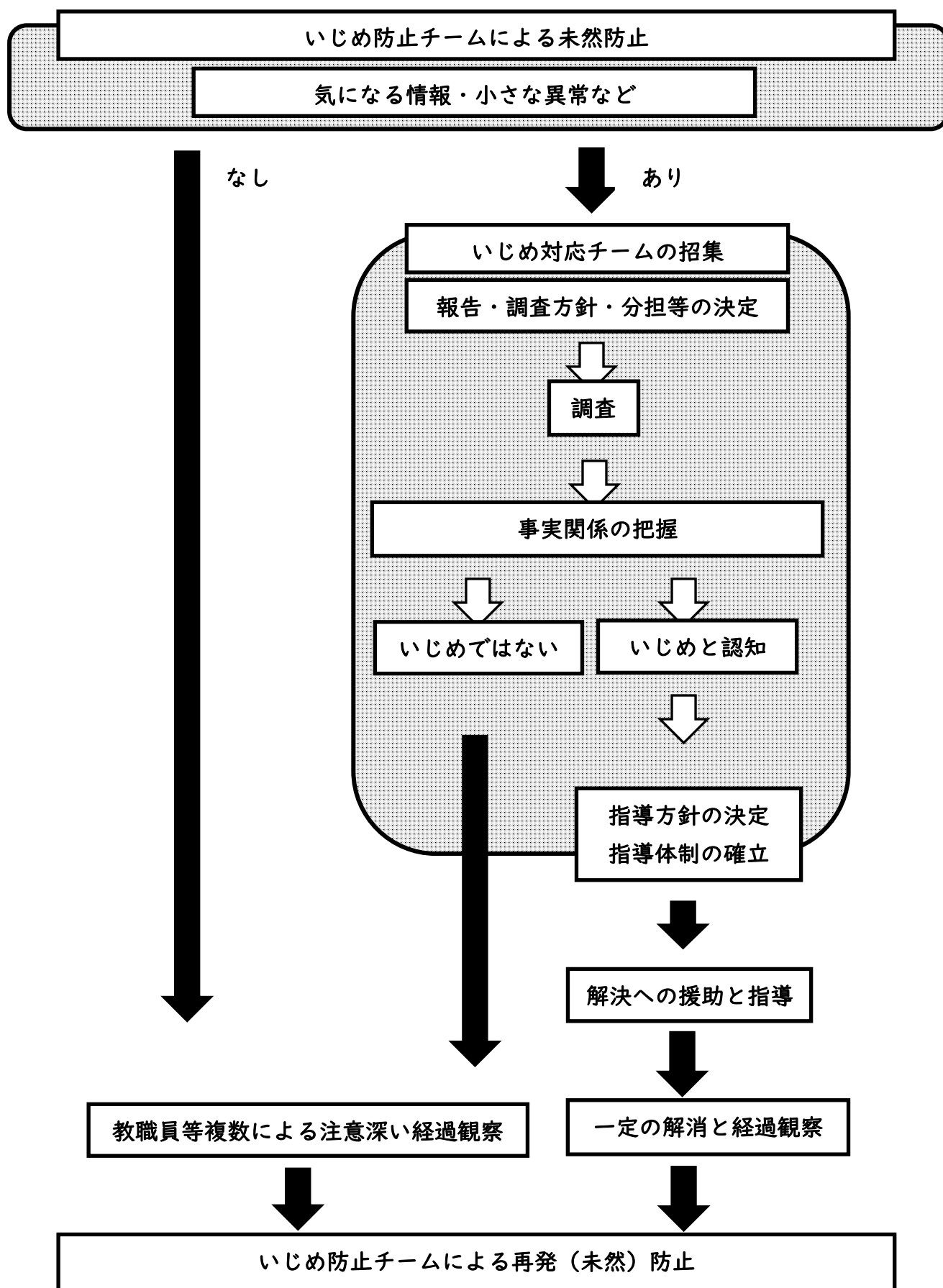
誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針について、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会をはじめ、学年懇談会、学級懇談会などあらゆる機会を利用し保護者や地域への情報発信に努める。

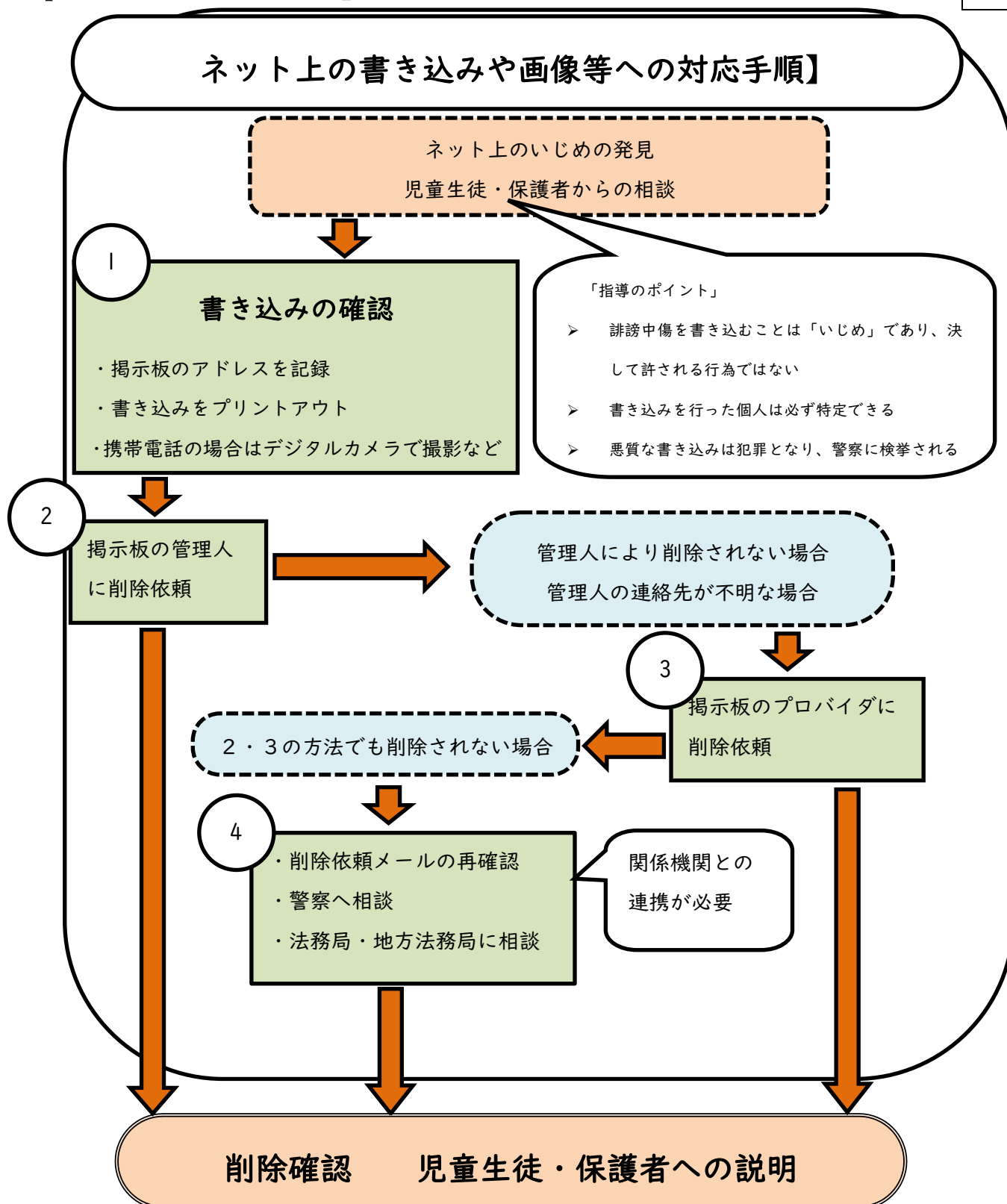
また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チーム等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒が主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

【付則】

令和4年 2月 8日 策定

令和6年 4月 1日 改訂





■ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>

■兵庫県警察サイバー犯罪対策課

<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>